

○静岡市下水道条例（抜粋）

（排水設備等の計画の確認）

第5条 排水設備及びこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画について管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、確認を受けなければならない。

- 2 前項の確認を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

（排水設備等の工事の施行）

第7条 排水設備等の新設等の工事は、管理者が当該工事を適正に施行することができること認めて指定した者（以下「指定工事店」という。）でなければ施行してはならない。ただし、除害施設の新設等の工事について、管理者が特に知識及び技能を有すると認める者が施行するときは、この限りでない。

- 2 指定工事店の指定、指定の取消し及び停止その他指定工事店に関し必要な事項は、管理者が定める。

○静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程（抜粋）

（指定工事店の指定の要件）

第3条 下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）の指定を受けることができる工事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

（1）下水道排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）が1人以上専属していること。

（2）排水設備工事（以下「工事」という。）の施工に必要な設備及び器材を有していること。

（3）静岡県内に営業所を有していること。

- 2 前項に規定する要件に適合している工事業者であっても、次の各号のいずれかに該当する者は、指定工事店の指定を受けることができない。

（1）工事業者（法人の場合は、代表者）が精神の機能の障害により工事の事業を適正に営む

に当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合

(2) 工事業者（法人の場合は、代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合

(3) 工事業者（法人の場合は、代表者）が、県協会から責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合

(4) 第13条第2項の規定により指定工事店の指定を取り消された工事業者が、当該取消の日から2年を経過していない場合

(5) 工事業者がその業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると管理者が認めるに足りる相当の理由がある場合

3 前項第3号の規定に該当する場合で、当該工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は別の法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定工事店証)

第5条 管理者は、指定工事店に指定した者に対し、下水道排水設備指定工事店証（様式第2号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定工事店は、指定工事店証を営業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

3 指定工事店は、指定工事店証を損傷し、又は紛失したときは、直ちに下水道排水設備指定工事店証再交付申請書（様式第3号）を管理者に提出して、再交付を受けなければならない。

(指定工事店の遵守事項)

第6条 指定工事店は、下水道に関する法令等に従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならないこと。

(2) 工事は、適正な工費で施工しなければならないこと。

(3) 工事契約は書面により締結し、工事金額及びその内訳並びに工事期限を明確に示さなければならないこと。

- (4) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならないこと。
- (5) 指定工事店として自己の名義を他の業者に貸与してはならないこと。
- (6) 工事は、責任技術者の監理の下において施工しなければならないこと。
- (7) 災害等緊急時の場合において、排水設備の復旧に関し管理者からの協力の要請があったときは、これに協力しなければならないこと。
- (8) 排水設備工事は、条例第5条の規定による管理者の確認を受けたものでなければ着手してはならないこと。

(指定の有効期間等)

第11条 指定工事店の指定の有効期間は、指定の日から起算して5年の範囲内で管理者が定める期間とする。

2 前項の有効期間満了後も引き続いて指定を受けようとする指定工事店は、当該期間満了の日の1月前までに下水道排水設備指定工事店指定継続申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 主要工事概略書
- (2) 専属する責任技術者の雇用関係を証する書類
- (3) 責任技術者証の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が必要があると認める書類

(指定の辞退及び異動の届出義務)

第12条 指定工事店は、第3条第1項に規定する指定工事店の指定の要件を欠くに至ったとき、又は指定工事店としての営業を廃止し、若しくは休止しようとするときは、直ちに下水道排水設備指定工事店指定取消申出書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに下水道排水設備指定工事店異動届出書（様式第6号）を管理者に提出しなければならない。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し等)

第13条 管理者は、指定工事店から前条第1項の申出書の提出があったときは、その指定を取り消すものとする。

2 管理者は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 下水道に関する法令、条例及びこの規程に違反したとき。

(2) 業務に関し不誠実な行為がある等、管理者が指定工事店として不適当と認めるとき。

3 指定工事店は、前2項の規定により指定を取り消され、又は指定の効力を停止されたときは、速やかに管理者に指定工事店証を返還しなければならない。

4 管理者は、第2項の規定による指定の効力の一時停止を解除したときは、速やかに指定工事店に指定工事店証を返還するものとする。

(責任技術者の義務)

第14条 責任技術者は、下水道に関する法令等に従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第1号(第4条関係)

下水道排水設備指定工事店指定申請書

年 月 日

(宛先)静岡市公営企業管理者

住 所
申請者 商号又は名称
氏 名

静岡市下水道排水設備指定工事店の指定を受けたいので、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

営業所の所在地	郵便番号		
	電話		
ふりがな 営業所の名称			
ふりがな 代表者氏名			
責任技術者	住 所	氏 名	登 録 番 号
			第 号
			第 号
			第 号

(注)申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第2号(第5条関係)

下水道排水設備指定工事店証

住 所

商号又は名称

氏 名

(法人の場合は
代表者氏名)

上記の者を、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第5条の規定に基づき、
次の期間静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店に指定する。

指定番号 第 号

年 月 日 から

指定の有効期間

年 月 日 まで

年 月 日

静岡市公営企業管理者 氏 名 印

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店証再交付申請書

(宛先)静岡市公営企業管理者

指定工事店証を損傷(紛失)したので、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第5条第3項の規定により、次のとおり再交付を申請します。

申請者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 商 号 又 は 名 称	
	ふ り が な 氏 氏 名 (法人の場合は、代表者氏名)	
	住 所	郵便番号 電 話
(理由及び経過説明)		

(添付書類)

下水道排水設備指定工事店証(損傷した場合)

(注)申請者氏名欄には、申請者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申請者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第4号(第11条関係)

下水道排水設備指定工事店指定継続申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市公営企業管理者

住 所
商号又は名称
氏 名
指定工事店指定番号 第 号

静岡市下水道排水設備指定工事店の指定の継続を受けたいので、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第11条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

様式第5号(第12条関係)

年 月 日

下水道排水設備指定工事店指定取消申出書

(宛先)静岡市公営企業管理者

指定工事店の指定を辞退しますので、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第12条第1項の規定により申し出ます。

申 出 者	指 定 番 号	第 号
	ふ り が な 商 号 又 は 名 称	
	ふ り が な 氏 名 (法人の場合は、代表者氏名)	
	住 所	郵便番号 電 話
(理由)		

(添付書類)

下水道排水設備指定工事店証

(注)申出者氏名欄には、申出者が署名し、又は記名押印してください。ただし、申出者が法人の場合は、記名押印してください。

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

下水道排水設備指定工事店異動届出書

あて先
静岡市公営企業管理者

指 定 番 号 第 号

届出者 商号又は名称

氏 名 ④
(法人の場合は代表者氏名)

異動事項	新	旧
ふりがな 商号又は名称		
添付書類	商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証	
ふりがな 氏名（代表者氏名）		
添付書類	商業登記簿謄本（法人のみ）、指定工事店証、履歴書、身分証明書、静岡市上下水道局下水道排水設備指定工事店規程第3条第2項第1号及び第3号から第5号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類	
責任技術者の変更		
添付書類	専属者の責任技術者証の写し、雇用関係を証する書類の写し	
住居表示の変更		
添付書類	住民票記載事項証明書又は住居表示変更通知書、（商業登記簿謄本でも可）、指定工事店証	
電 話 番 号		
添付書類	なし	
営業所移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真、商業登記簿謄本（法人のみ）指定工事店証	
営業所（仮）移転		
添付書類	営業所の平面図、付近見取図及び写真	